

## 平成 28 年度品質管理レビューにおける重点的实施項目

平成 28 年 6 月 21 日  
日本公認会計士協会  
品質管理委員会

当委員会は、品質管理レビューにおける重点的实施項目として、平成25年度から監査事務所における品質管理のシステムの構成要素の内、特定の部分及び特定の監査手続等を示し、品質管理レビューの往査時において必ず確認し、必要に応じて指導し、周知を図ることとしている。したがって、当該項目に不備等が発見された場合であっても、重点的实施項目であるということを以て特に加重し、改善勧告事項等にするというものではない。なお、重点的实施項目は必要に応じてフォローアップ・レビューにおいても確認する。

品質管理レビューは、監査事務所に対して原則として3年に一度の頻度で実施している。このため、平成25年度から平成27年度までの重点的实施項目は、平成25年度に示した3項目（Ⅰ 監査における不正リスク対応基準への対応状況、Ⅱ 個別業務における新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等への対応状況、Ⅲ 報酬依存度のセーフガードの適用状況）に、平成26年度は「Ⅳ 会計上の見積りの監査」を加え、さらに平成27年度は「Ⅴ 監査役等とのコミュニケーション」を加えた項目とした。

平成28年度の品質管理レビューにおける重点的实施項目は、昨今の監査を取り巻く環境及び平成27年度の品質管理レビューの実施結果を踏まえ、以下に示した項目とした。

### I 会長通牒平成28年第1号及び監査提言集（特別版）への対応状況

昨今の度重なる会計不祥事は監査の信頼を揺るがすものであり、当協会は、公認会計士監査の信頼回復のため、平成28年1月27日に会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び「監査提言集（特別版）」（以下「会長通牒等」という。）を公表し、会員に対し、監査の実施に当たっては厳正な態度で臨まなければならない、職業的専門家として真摯に監査業務に取り組むことを強く要請した。会長通牒等において特に留意すべきものとされた以下の事項を平成28年度の重点的实施項目として採り上げ、監査事務所及び個別業務において対応が適切に行われているかを確認し、発見事項がある場合には、適切な指導及び監督を行っていく。

1. リスク・アプローチに基づく監査
2. 職業的専門家としての懐疑心
3. 経営者による内部統制を無効化するリスク
4. 会計上の見積りの監査
5. 監査チーム内の情報共有
6. 審査
7. 監査時間・期間の確保

なお、平成28年版レビューツールの該当部分は、以下のとおりである。

- ・品質管理のシステムに関するレビュー手続書(QCP300)
  - 「IIA 品質管理の全般的体制」内の該当箇所
- ・監査業務レビュー手続書(QCP400)
  - 「1 レビューの実施」内の該当箇所
  - 「2 監査業務における品質管理」内の該当箇所
  - 「6 監査の基本的な方針」内の該当箇所
  - 「7 企業及び企業環境の理解」内の該当箇所
  - 「8 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応」内の該当箇所
  - 「14 重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応」内の該当箇所
  - 「17 監査証拠の評価」内の該当箇所
  - 「21 審査」内の該当箇所
  - 「25 会計上の見積りの監査」内の該当箇所

## II 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況

金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日付け）も踏まえ、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況のうち以下を重点的実施項目として採り上げ、これらが適切かつ有効に整備・運用されているかを確認し、発見事項がある場合には、適切な指導及び監督を行っていく。

1. 監査業務の品質を重視する風土
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

なお、平成28年版レビューツールの該当部分は、以下のとおりである。

- ・品質管理のシステムに関するレビュー手続書(QCP300)
  - 「IIA 品質管理の全般的体制」内の該当箇所
  - 「IID 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任」内の該当箇所
  - 「IIF 審査」内の該当箇所
- ・監査業務レビュー手続書(QCP400)
  - 「2 監査業務における品質管理」内の該当箇所

以 上